

県南広域振興局長告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次のとおり土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

なお、同条第6項の規定により、平成22年7月9日から同年8月6日まで関係書類を縦覧に供する。

平成22年7月6日

県南広域振興局長 藤 尾 善 一

土地改良区名（所在地）	地区名	縦覧書類	縦覧場所
北上川東部土地改良区（奥州市）	母体第2	当該決定に係る土地改良事業計画書の写し	奥州市役所